

平成31年  
大東市議会  
開会議会議案

条例新旧対照表

印刷物番号
31-8

## もくじ

・報告第 2 号	大東市市税条例-----	2
	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年 条例第 7 号）-----	24
	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年 条例第 17 号）-----	24
・報告第 3 号	大東市介護保険条例-----	34
・報告第 4 号	大東市国民健康保険税条例-----	36

## 報告第2号

### 大東市市税条例

大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第7号）

大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）

### 主要改正点

- ・個人市民税に係る住宅ローン控除の対象期間を3年間延長したこと。
- ・文言を整理等したこと。

### 新旧対照表

新
(大東市市税条例)
第1条 (略)
(用語)
第2条 (略)
(1) ~ (2) (略)
(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに <u>納税者</u> の <u>氏名</u> または <u>名称</u> およびその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
(4) (略)
第3条 ~ 第18条 (略)
(災害等による期限の延長)
第18条の2 (略)
2 (略)
3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該 <u>期限</u> を延長するものとする。
4 ~ 5 (略)
第18条の3 ~ 第34条の6 (略)

旧
第1条 (略)
(用語)
第2条 (略)
(1) ~ (2) (略)
(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに <u>納税者</u> の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u> ならびにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
(4) (略)
第3条 ~ 第18条 (略)
(災害等による期限の延長)
第18条の2 (略)
2 (略)
3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該 <u>期間</u> を延長するものとする。
4 ~ 5 (略)
第18条の3 ~ 第34条の6 (略)

## 新

### (寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 (略)

第34条の8～第36条 (略)

### (市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除またはこれらとあわせて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 旧

### (寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 (略)

第34条の8～第36条 (略)

### (市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除またはこれらとあわせて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 新

2 (略)

3 紿与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

4 ～ 7 (略)

第36条の3 ～ 第87条 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第89条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 旧

2 (略)

3 紿与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

4 ～ 7 (略)

第36条の3 ～ 第87条 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

第89条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項

## 新

2 前項の規定がある場合における第34条の8および第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに付則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 (略)

第8条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

1～4 (略)

5 法附則第15条第19項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1)とする。

6 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第31項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

## 旧

の記載がある場合 (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8および第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに付則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 (略)

第8条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

1～4 (略)

5 法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1)とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

## 新

- 1 1 法附則第15条第31項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 2 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 3 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 4 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 5 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 6 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 9 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 0 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 1 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 2 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 2 3 法附則第15条第40項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 2 4 ~ 2 7 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

## 旧

- 1 1 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 2 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 3 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 4 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 5 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 6 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 9 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 0 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 1 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 2 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 2 3 法附則第15条第39項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 2 4 ~ 2 7 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

## 新

第10条の3 (略)

2 ~ 5 (略)

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあっては、住所および氏名または名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ~ (6) (略)

8 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金

## 旧

第10条の3 (略)

2 ~ 5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ~ (6) (略)

7 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第29項に規定する補助金

## 新

等  
(6) (略)  
10 (略)  
11 (略)  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等  
(6) (略)  
12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。  
(1) ~ (6) (略)  
13 (略)  
第11条 ~ 第13条 (略)  
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)  
第13条の2 (略)  
2 (略)  
3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 旧

等  
(6) (略)  
9 (略)  
10 (略)  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第29項に規定する補助金等  
(6) (略)  
11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。  
(1) ~ (6) (略)  
12 (略)  
第11条 ~ 第13条 (略)  
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)  
第13条の2 (略)  
2 (略)  
3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 新

第1項中 表以外の 部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から <u>第5号</u> までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下 <u>この条</u> において同じ。）
	（略）	（略）

第13条の3～第15条の3（略）

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

## 旧

第1項中 表以外の 部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から <u>第4号</u> までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下 <u>本条</u> において同じ。）
	（略）	（略）

第13条の3～第15条の3（略）

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

## 新

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>次の表の左欄に掲げ</u>
---

## 旧

	5, 000円	1, 300円															
3 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																	
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3, 900円</td> <td>2, 000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6, 900円</td> <td>3, 500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10, 800円</td> <td>5, 400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3, 800円</td> <td>1, 900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5, 000円</td> <td>2, 500円</td> </tr> </table>			第2号ア	3, 900円	2, 000円		6, 900円	3, 500円		10, 800円	5, 400円		3, 800円	1, 900円		5, 000円	2, 500円
第2号ア	3, 900円	2, 000円															
	6, 900円	3, 500円															
	10, 800円	5, 400円															
	3, 800円	1, 900円															
	5, 000円	2, 500円															
4 法附則第30条第5項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																	
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3, 900円</td> <td>3, 000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6, 900円</td> <td>5, 200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10, 800円</td> <td>8, 100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3, 800円</td> <td>2, 900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5, 000円</td> <td>3, 800円</td> </tr> </table>			第2号ア	3, 900円	3, 000円		6, 900円	5, 200円		10, 800円	8, 100円		3, 800円	2, 900円		5, 000円	3, 800円
第2号ア	3, 900円	3, 000円															
	6, 900円	5, 200円															
	10, 800円	8, 100円															
	3, 800円	2, 900円															
	5, 000円	3, 800円															
5 法附則第30条第6項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>第2項の表の左欄に</u>																	

## 新

る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
------	---------	---------

## 旧

掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 新

6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

第16条の3～第19条の6 (略)

(法附則第15条第19項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条 法附則第15条第19項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

(法附則第15条第40項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の2 法附則第15条第40項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の4とする。

第20条の3～第27条 (略)

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項までもしくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)

## 旧

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

第16条の3～第19条の6 (略)

(法附則第15条第18項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条 法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

(法附則第15条第39項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の2 法附則第15条第39項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の4とする。

第20条の3～第27条 (略)

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項もしくは第48項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)

## 新

(大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第7号))

第1条 (略)

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3の改正規定～第91条第7項の改正規定 (略)

付則第15条の3の次に次の5条を加える。

第15条の4～第15条の7 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 (略)

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

表 (略)

付則第16条第2項から第4項までを削る改正規定 (略)

第3条～第4条 (略)

(大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第17号))

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 大東市市税条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

## 旧

第1条 (略)

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3の改正規定～第91条第7項の改正規定 (略)

付則第15条の3の次に次の5条を加える。

第15条の4～第15条の7 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 (略)

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

表 (略)

付則第16条第2項から第4項までを削る改正規定 (略)

第3条～第4条 (略)

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 大東市市税条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

## 新

第23条第1項の改正規定～第36条の2第1項の改正規定（略）

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項、第11項および第13項において「納税申告書」という。）」を加える。

第48条に次の8項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項および第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。

11（略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けるこ

## 旧

第23条第1項の改正規定～第36条の2第1項の改正規定（略）

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項および第11項において「納税申告書」という。）」を加える。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他の施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。

11（略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

## 新

とが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分または前項の届出書の提出があったときは、これらの処分または届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出または法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出または処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第92条の改正規定～付則第28条の改正規定（略）

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項の改正規定（略）

## 旧

第92条の改正規定～付則第28条の改正規定（略）

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項の改正規定（略）

付則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

付則第20条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第20条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

## 新

第3条～第6条 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 削除

(4) (略)

(5) 第1条中大東市市税条例第23条第1項および第3項ならびに第48条第1項の改正規定ならびに同条に8項を加える改正規定ならびに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第23条第1項および第3項ならびに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 削除

## 旧

付則第28条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条～第6条 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）および付則第3条の規定 平成31年4月1日

(4) (略)

(5) 第1条中大東市市税条例第23条第1項および第3項ならびに第48条第1項の改正規定ならびに同条に3項を加える改正規定ならびに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第23条第1項および第3項ならびに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以

新

第4条～第10条（略）

旧

下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条～第10条（略）

## 報告第3号

### 主要改正点

- ・平成31年度における所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の軽減措置を拡大したこと。

## 大東市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる者 28,710円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる者 47,850円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる者 55,506円</u></p> <p>第5条～第21条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,452円とする。</u></p> <p>第5条～第21条 (略)</p>

## 報告第4号

### 大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新	主要改正点	旧
<p>第1条～第22条（略） (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ（略）</p> <p>第23条の2～第27条（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険税の軽減措置を拡大したこと。</li></ul>	<p>第1条～第22条（略） (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>500,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ（略）</p> <p>第23条の2～第27条（略）</p>